



すべての町民がスポーツ



◆スポーツ施設の指定管理者制度の導入について

現状と方針

社会体育施設の管理費用は年々増加している状況です。

職員も現在の状況としては、スポーツ普及に力を注ぐべきところですが、施設の修繕及び維持管理や貸出業務が中心となりがちで本来の業務に注力できないのが現状です。

また、「スポーツの町おおづ」のシンボルである町運動公園の魅力を最大限に発揮させ、新たな経済効果の創出のためにも施設管理の見直しばかりでなく運営の見直しも必要な時期にあります。

このために社会体育施設の包括的な維持管理、自由度の高い施設の運営及び様々な自主事業を主体的に実施されることによりスポーツ実施率・施設利用率の向上に期待ができ、さらに魅力的な事業やイベント実施による集客力アップに期待ができる指定管理者制度を導入します。

指定管理者制度

指定管理者の選定手続きを公募することで、経費の縮減が期待できます。

指定管理者がコスト削減ばかりに目を向けて、住民サービスの低下にならないように定期的にモニタリングを行い適切な指導を行います。また、指定管理者に施設利用者対象にアンケートを実施させ住民ニーズの把握に努めます。

対象施設

- ・町運動公園（球技場、競技場、多目的広場、弓道場、総合体育館）
- ・町民グラウンド・高尾野公園
- ・杉水公園・山村広場
- ・昭和園テニスコート・町民テニスコート
- ・武道館・菊阿体育馆

今後のスケジュール（予定）

年	月	内 容
4	6	債務負担行為による上限設定・関係条例の一部改正
	7	指定管理者の公募
	10	指定管理者選定委員会
	12	議会・指定管理者指定の議決
5	1~3	協定・引継ぎ
	4	指定管理開始

指定管理者制度へ向けての住民説明会を7月5日と9日に開催

質疑応答 住民より、「現在の料金減免などが引き続き行われるのか」また「利用者にとって不利益にならないか」との質問に対して、「現在の運用を引き続き求める」との答弁でした。

参加者の声 「料金や、雇用内容が変わらずサービスが充実したらいいと思います。」とのことでした。



に親しみ、楽しめる環境へ

町運動公園をはじめとするスポーツ施設の指定管理者制度への移行が検討されており、今後も各委員会では活発な議論を交わしていきます。

総務関連

- ・災害時指定避難場所に指定している社会体育施設を指定管理者と防災上どのように協議していくのか。
- ・指定管理者へ支払うことになる指定管理料の予算は十分なのか。

経済建設関連

- Q 指定管理に伴い利用料金が上がると町民負担になるが、その点についてはいかがが。A 条例で定めてある利用料金が上限となるため、それを超えることはなく、現在より高くなることは考えられない。
- Q 山村広場だけでなく他の施設も同じだが、ある程度整備して引き渡した方がよいのではないか。A 現状は施設の修繕が必要な箇所がいくつかある状況である。各施設の巡回を行い、大規模な改修は難しいが、指定管理者が受けられる範囲で不備がないよう手直しを行う予定で考えている。なお、指定管理者を公募し、決まった後には、引き継ぎ期間に業者との意見交換を行い、食い違いがないように対応する。
- Q 指定管理を行う上で、管理方法で指定管理者に求めることはあるか。A 募集要項には、現在管理している町内事業者を優先的に採用していただきよう、記載していただきたい。
- 意見** 今の人たちは、みんなで集まってバーベキューをするといったことが好きだが、公園ではできないし、陽の原キャンプ場も閉鎖され、場所がない。各家庭においてルールを守って行うのであればいいのではとも思うし、杉水公園や高尾野公園等スポーツの施設利用者への場所の提供を認めバーベキューを行うことで利用者間における親睦につながることもあるなど、公園がもっている能力を最大限に活用するためにも、現在のニーズに合わせ公園使用ルールの見直しの検討も必要な時期にきているものと考える。

文教厚生関連

- Q なぜ令和5年度からなのか、急ぎ過ぎではないか。A 令和3年度より、サッカー場の天然芝の管理を民間へ委託したことに伴い、指定管理について検討を進め、令和5年度から運用開始を目指したいと考える。
- Q 利用者団体などへの意見聴取や説明を行い、利用者の不利益にならないような取り組みが必要ではないか。A 体育協会やクラブおおづなどには意見聴取しているが、今後は利用者へのアンケート調査やヒヤリングを行い、募集要項で優先順位をつけ、利用者の不利益にならないよう取り組む。
- Q 指定管理料について、債務負担行為の上限額で可能なのか。また、移行後の修繕費についてはどう考えるのか。A 債務負担行為は5年間の上限額で算出しており、指定管理者にはその範囲内で運営をお願いする。修繕費については、130万円未満の修繕を指定管理者が、130万円以上については町が行う。
- Q 指定管理者の運営や対応が適正に行われているかの判断は。A 年1回のモニタリングと毎月の管理運営会議で確認を行い、利用者からのアンケートや職員が巡回するなど、チェック体制を構築していく。

ひと口メモ 債務負担行為とは――

予算は单一年度で完結するのが原則ですが、一つの事業や事務が单年度で終了せずに、後の年度においても「負担 = 支出」をしなければならない場合には、あらかじめ後の年度の債務を約束することを予算で決めておくことです。